

環廃産発第 1606021 号
平成 28 年 6 月 2 日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

動物園事業において動物の死体の火葬に伴って生じた焼骨であって埋葬及び供養等が行われないものの取扱いについて（通知）

産業廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただいているところであり、厚く御礼申し上げる。

今般、動物園事業に係る焼骨であって埋葬及び供養等が行われないものの取扱いについて、法の解釈の明確化を図ることとしたので通知する。貴職におかれでは、下記の事項を踏まえた運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

動物園事業において取り扱われる動物の死体については、昭和 52 年 8 月 3 日付け環計第 78 号において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下、「法」という。）第 2 条第 1 項の廃棄物には該当しないとされているところである。これは、当該事業において取り扱われる動物の死体は、宗教的及び社会的慣習等により埋葬及び供養等が行われるものであるため、社会通念上、同項に規定する「汚物又は不要物」に該当しないとの考えによるものである。

一方で、動物園事業において当該死体の火葬に伴って生じた焼骨であって、埋葬及び供養等が行われないものについては、必ずしもこの考えに当てはまるものではないことから、「行政処分の指針」（平成 25 年 3 月 29 日付け環廃産発第 1303299 号本職通知）第一の 4 の(2)において示したとおり、廃棄物該当性を適切に判断の上、産業廃棄物として取り扱うことが適当なものについては、そのように取り扱って差し支えない。